

健保 だより

2025/春 No.309

令和7年度
予算のご報告

 <https://www.kpk.or.jp/>

ご家庭へお持ち帰りください

一般保険料率を維持、

2月26日に開催された第139回組合会で、当健保組合の令和7年度

介護保険料率は引き下げ

予算と事業計画が可決・承認されました。このページでは、そのあらましをご紹介します。

一般勘定

健保組合を取り巻く情勢

団塊の世代約800万人がすべて75歳以上の後期高齢者となり、かつてない高齢化社会を迎えています。かねてより「2025年問題」と呼ばれ、社会へのさまざまな影響が危惧されてきました。特に医療保険や介護保険、年金など社会保障制度の維持・存続は大きな課題であり、国において制度改革に向けさまざまな検討が行われているところです。

今後も高齢化はさらに進行し、健保組合が負担する高齢者医療への納付金の増加は不可避です。また、近年は超高額な医薬品等により医療費も急増しており、実質賃金の減少が続くなか、健保組合は厳しい財政見通しを前提に取り組んでいかなければなりません。健保組合をはじめとする現役世代の過度な負担を軽減するためにも、年齢ではなく負担能力に応じて支え合う全世代型社会保障の構築が求められます。

医療費が増加

令和7年度は、予算の基礎となる被保険者数は若干の減少、標準報酬等は増加が見込まれます。その結果、収入の柱となる保険料については若干の増加と見込んでおります。一方、支出では医療費が増加し、納付金は減少となったものの保険料収入の4割を超える非常に大きな負担であり、財政を圧迫しています。

当健保組合は平成29年度から一般保険料率98%を維持してまいりましたが、今年度も積立金を取り崩し繰り返し入れることで、厳しい財政状況のなか、引き続き料率を維持することといたしました。

令和7年度も各種事業の効率化に努め、医療費適正化のため被扶養者の資格確認や医療機関等からの請求のチェック強化、ジェネリック医薬品の使用促進などを推進してまいります。みなさまにおかれましては、適正受診、健康づくり等、医療費の節減にご協力お願いいたします。

令和7年度一般勘定予算のあらまし

●予算規模と経常収支

当健保組合の令和7年度予算は、総額97億3,424万円、被保険者1人当たり54万3,813円の規模となりました。実質的な収支である経常収支では4億4,247万円の赤字となる見込みです。

●主な費目

令和7年度は、保険料として89億7,165万円（被保険者1人当たり50万1,210円）を見込みました。支出では、医療費等の保険給付費が、52億5,087万円（前年度予算比0.4%増）、前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等の納付金は36億5,084万円（同1.3%減）と見込まれます。保険給付費と納付金で、保険料収入の99%を占めている状況です。

支出に対し収入が不足しておりますが、繰越金1億円と、別途積立金4億円等の補てんにより、収支の均衡を図ることとしています。

●健康づくり事業

令和6年度からスタートした第3期データヘルス計画に基づき、効率的に保健事業を展開してまいります。特定健診・特定保健指導を含む各種健診や健康増進、保養のために支出される保健事業費には、3億4,686万円（被保険者1人当たり1万9,378円）を予定しています。

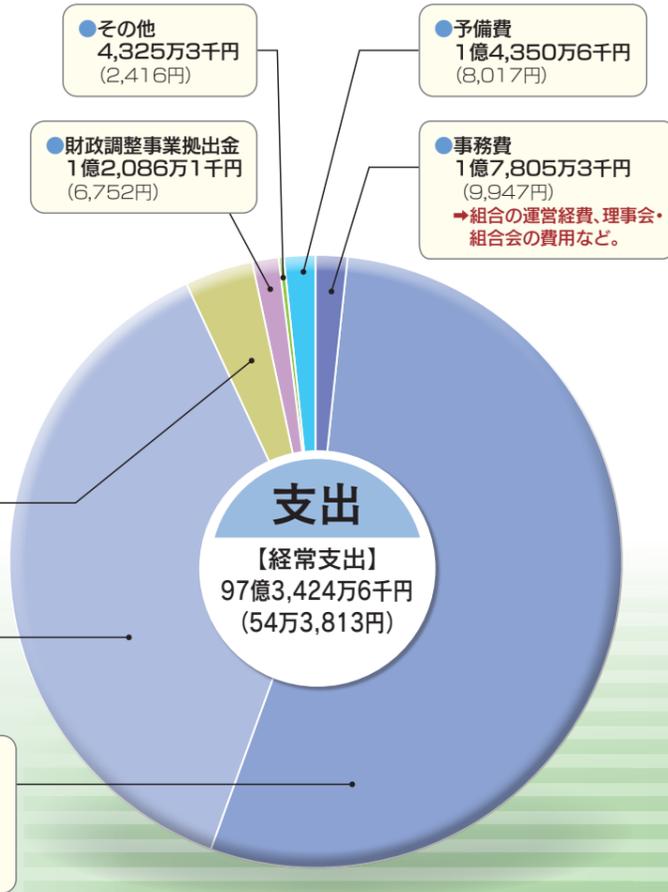
★このほか収支の詳細は、グラフ（令和7年度予算のあらまし）をご覧ください。

一般勘定 予算の基礎となった数値

※（ ）内は前年度予算比

- 被保険者数..... 17,900人（-50人）
男..... 13,563人（-120人）
女..... 4,337人（+70人）
- 平均標準報酬月額..... 362,000円（+5,000円）
- 平均標準賞与年額..... 880,000円（+60,000円）
- 保険料率（一般）..... 1000分の98.0

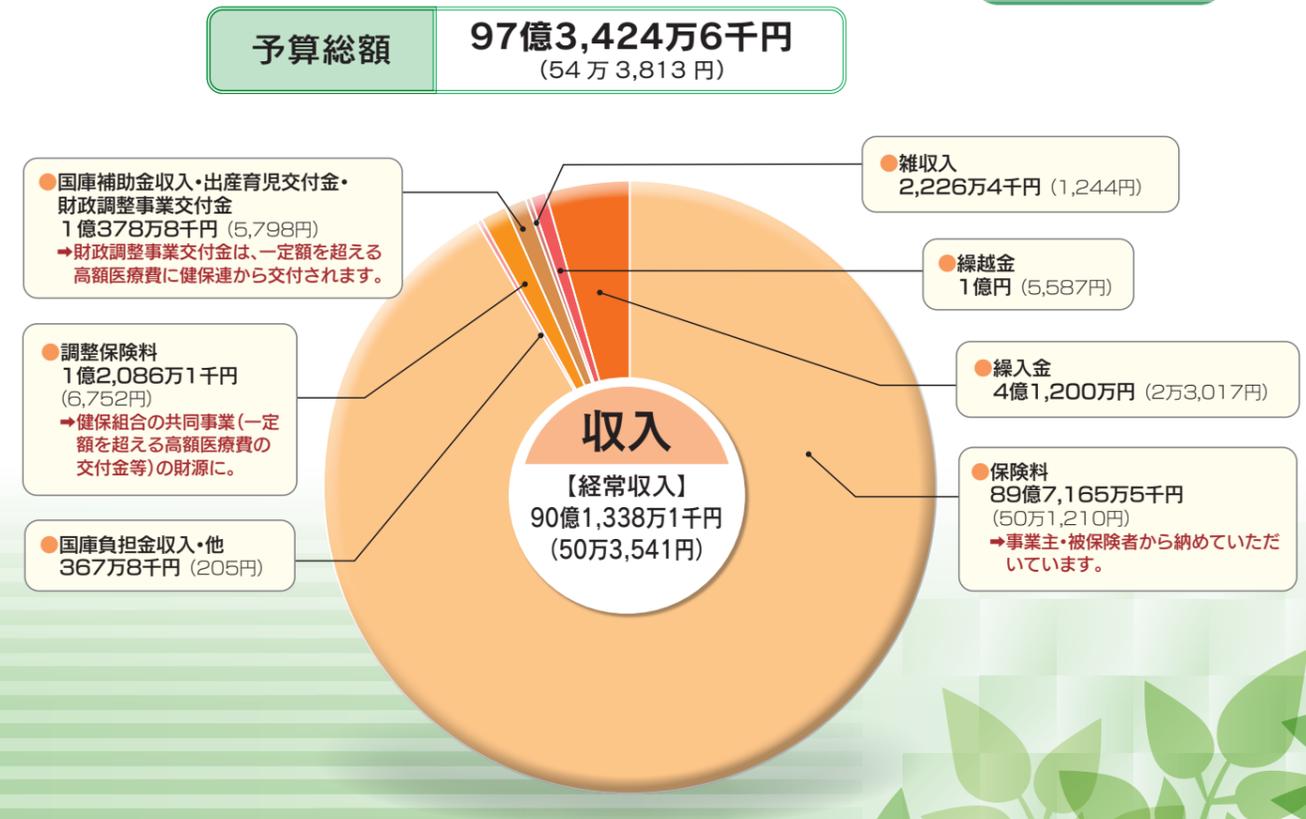
※事業主・被保険者とも1000分の49.0ずつ負担。
・特定保険料率1000分の39.200、調整保険料1000分の1.300を含む。
・特定保険料率とは、一般保険料率のうち高齢者医療への納付金にあてられる分を料率換算したものです。



令和7年度 予算のあらまし

※（ ）内は被保険者1人当たり額

一般勘定



令和7年度に実施する 保健事業

- ▽ **保険知識のPR**
 - 広報誌『健保だより』の発行 (6月・9月・1月・3月)
 - ポスターの発行 (年3回・随時)
 - 健康者表彰 (6月)
 - ジェネリック通知 (随時)
 - 医療費のお知らせ (2月)
 - ホームページによる情報提供 (随時)
 - 赤ちゃんとママ社「育児雑誌」の配布 (年間)
- ▽ **病気の予防と早期発見**
 - 男女生活習慣病予防健診 (4月～12月)
 - 春季女性生活習慣病予防健診 (4月～8月)
 - 人間ドック (4月～12月)
 - 脳ドック (年間)
 - 特定健康診査 (4月～12月)
 - 特定保健指導 (年間)
 - 家庭用救急薬品の配付 (11月)
 - インフルエンザ予防接種 (健保契約料金) (10月～1月)
 - 健診受診勧奨通知書及び重症化予防受診勧奨通知書の送付 (随時)
- ▽ **健康増進**
 - プール施設利用補助 (7月～9月)
 - 健康づくりセンター「へるすびあ」(電設工業健保組合の施設)の割引利用 (年間)
 - スポーツクラブ「ルネサンス」との法人契約 (年間)
 - FUJIYAMA net クラブの優待利用 (年間)
- ▽ **心と体の保養**
 - 契約保養施設 (JTB契約保養所、直接契約保養所、休暇村)の利用補助 (年間)
 - 共同利用保養所の利用 (年間)
 - リゾートトラストの会員料金での利用 (年間)



東京都金属プレス工業健康保険組合 保険料額表

令和7年3月分～令和8年2月分

標準報酬 等級	月額	健康保険料月額			介護保険料月額			合計保険料額		
		被保険者 事業主	合計①	(再掲) 特定保険料 合計	被保険者	事業主	合計②	被保険者	事業主	合計③ (①+②)
		49.0/1000	98.0/1000	39.2/1000	8.2/1000			57.2/1000		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	58,000	円未満	2,842	2,274	475	476	951	3,317	3,318	6,635
2	68,000	63,000～73,000	3,332	2,666	557	558	1,115	3,889	3,890	7,779
3	78,000	73,000～83,000	3,822	3,058	639	640	1,279	4,461	4,462	8,923
4	88,000	83,000～93,000	4,312	3,450	721	722	1,443	5,033	5,034	10,067
5	98,000	93,000～101,000	4,802	3,842	803	804	1,607	5,605	5,606	11,211
6	104,000	101,000～107,000	5,096	4,077	853	853	1,706	5,949	5,949	11,898
7	110,000	107,000～114,000	5,390	4,312	902	902	1,804	6,292	6,292	12,584
8	118,000	114,000～122,000	5,782	4,626	967	968	1,935	6,749	6,750	13,499
9	126,000	122,000～130,000	6,174	4,939	1,033	1,033	2,066	7,207	7,207	14,414
10	134,000	130,000～138,000	6,566	5,253	1,099	1,099	2,198	7,665	7,665	15,330
11	142,000	138,000～146,000	6,958	5,566	1,164	1,165	2,329	8,122	8,123	16,245
12	150,000	146,000～155,000	7,350	5,880	1,230	1,230	2,460	8,580	8,580	17,160
13	160,000	155,000～165,000	7,840	6,272	1,312	1,312	2,624	9,152	9,152	18,304
14	170,000	165,000～175,000	8,330	6,664	1,394	1,394	2,788	9,724	9,724	19,448
15	180,000	175,000～185,000	8,820	7,056	1,476	1,476	2,952	10,296	10,296	20,592
16	190,000	185,000～195,000	9,310	7,448	1,558	1,558	3,116	10,868	10,868	21,736
17	200,000	195,000～210,000	9,800	7,840	1,640	1,640	3,280	11,440	11,440	22,880
18	220,000	210,000～230,000	10,780	8,624	1,804	1,804	3,608	12,584	12,584	25,168
19	240,000	230,000～250,000	11,760	9,408	1,968	1,968	3,936	13,728	13,728	27,456
20	260,000	250,000～270,000	12,740	10,192	2,132	2,132	4,264	14,872	14,872	29,744
21	280,000	270,000～290,000	13,720	10,976	2,296	2,296	4,592	16,016	16,016	32,032
22	300,000	290,000～310,000	14,700	11,760	2,460	2,460	4,920	17,160	17,160	34,320
23	320,000	310,000～330,000	15,680	12,544	2,624	2,624	5,248	18,304	18,304	36,608
24	340,000	330,000～350,000	16,660	13,328	2,788	2,788	5,576	19,448	19,448	38,896
25	360,000	350,000～370,000	17,640	14,112	2,952	2,952	5,904	20,592	20,592	41,184
26	380,000	370,000～395,000	18,620	14,896	3,116	3,116	6,232	21,736	21,736	43,472
27	410,000	395,000～425,000	20,090	16,072	3,362	3,362	6,724	23,452	23,452	46,904
28	440,000	425,000～455,000	21,560	17,248	3,608	3,608	7,216	25,168	25,168	50,336
29	470,000	455,000～485,000	23,030	18,424	3,854	3,854	7,708	26,884	26,884	53,768
30	500,000	485,000～515,000	24,500	19,600	4,100	4,100	8,200	28,600	28,600	57,200
31	530,000	515,000～545,000	25,970	20,776	4,346	4,346	8,692	30,316	30,316	60,632
32	560,000	545,000～575,000	27,440	21,952	4,592	4,592	9,184	32,032	32,032	64,064
33	590,000	575,000～605,000	28,910	23,128	4,838	4,838	9,676	33,748	33,748	67,496
34	620,000	605,000～635,000	30,380	24,304	5,084	5,084	10,168	35,464	35,464	70,928
35	650,000	635,000～665,000	31,850	25,480	5,330	5,330	10,660	37,180	37,180	74,360
36	680,000	665,000～695,000	33,320	26,656	5,576	5,576	11,152	38,896	38,896	77,792
37	710,000	695,000～730,000	34,790	27,832	5,822	5,822	11,644	40,612	40,612	81,224
38	750,000	730,000～770,000	36,750	29,400	6,150	6,150	12,300	42,900	42,900	85,800
39	790,000	770,000～810,000	38,710	30,968	6,478	6,478	12,956	45,188	45,188	90,376
40	830,000	810,000～855,000	40,670	32,536	6,806	6,806	13,612	47,476	47,476	94,952
41	880,000	855,000～905,000	43,120	34,496	7,216	7,216	14,432	50,336	50,336	100,672
42	930,000	905,000～955,000	45,570	36,456	7,626	7,626	15,252	53,196	53,196	106,392
43	980,000	955,000～1,005,000	48,020	38,416	8,036	8,036	16,072	56,056	56,056	112,112
44	1,030,000	1,005,000～1,055,000	50,470	40,376	8,446	8,446	16,892	58,916	58,916	117,832
45	1,090,000	1,055,000～1,115,000	53,410	42,728	8,938	8,938	17,876	62,348	62,348	124,696
46	1,150,000	1,115,000～1,175,000	56,350	45,080	9,430	9,430	18,860	65,780	65,780	131,560
47	1,210,000	1,175,000～1,235,000	59,290	47,432	9,922	9,922	19,844	69,212	69,212	138,424
48	1,270,000	1,235,000～1,295,000	62,230	49,784	10,414	10,414	20,828	72,644	72,644	145,288
49	1,330,000	1,295,000～1,355,000	65,170	52,136	10,906	10,906	21,812	76,076	76,076	152,152
50	1,390,000	1,355,000円以上	68,110	54,488	11,398	11,398	22,796	79,508	79,508	159,016

- 令和7年3月1日からの健康保険料率は、昨年度と同率の1000分の98.0となりました(特定保険料再掲は、高齢者医療に要する支援費用となります)
- 介護保険料率は、1000分の16.4となりました
- 保険料月額……標準報酬月額×保険料率(事業主と被保険者が折半負担)
- 賞与に係る保険料月額……標準賞与額×保険料率(事業主と被保険者が折半負担)
(注1) 標準賞与額……賞与支給額の1,000円未満を切り捨てた額
(注2) 標準賞与額の上限額……毎年4月1日から翌年3月31日までの標準賞与額の累計額が573万円を超える場合は、573万円を上限額とする

介護勘定 令和7年度 収入支出予算概要表

収入		支出	
科目	予算額(千円)	科目	予算額(千円)
介護保険収入	989,082	介護納付金	973,861
繰入金	10,000	介護保険料還付金	3,000
雑収入	5	予備費	22,226
合計	999,087	合計	999,087

介護勘定 予算の基礎となった数値 ※ () 内は前年度予算比

- 介護保険第2号被保険者数 …… 13,716人 (-109人)
- 介護納付金の1人当たり概算額 …… 87,623円 (+16円)
- 介護保険第2号被保険者たる被保険者数 …… 10,540人 (-110人)
- 平均標準報酬月額 …… 396,000円 (+6,000円)
- 平均標準賞与年額 …… 970,000円 (+60,000円)
- 介護保険料率



介護納付金の算出に総報酬割が導入されています

介護納付金は、従来は、加入者数に応じて負担する「加入者割」で算出されていましたが、平成29年8月から、報酬水準に応じて負担する「総報酬割」が導入されました。令和2年度からは全面総報酬割となり、報酬水準が高めの健保組合では介護納付金の負担が増えています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総報酬割の比率	1/2	3/4	全面

介護保険料につきましては、毎年、国より当健保組合に割り当てられた概算介護納付金の額をもとに保険料率の

令和7年度「介護勘定予算」の概要

計算(見直し)を行うこととなっております。
令和7年度の当健保組合の概算介護納付金は9億7,386万1千円となつたことから、令和7年度の介護保険料率は1000分の1.2引き下げ1000分の16.4としました。なお、令和7年度予算の介護保険収入は9億8,908万2千円(介護保険第2号被保険者たる被保険者1人当たり9万3,841円)となっております。

仕事中や通勤途中のケガや疾病は 労災保険の対象となり、 健康保険を使用することはできません

健康保険では、業務外の事由によるケガや疾病に関して保険給付を行います。仕事中や通勤途中に起因する負傷または疾病にかかった場合には、労災保険の対象となります。

医療機関受付で「労災」であることを必ず申し出てください。

〈通勤災害〉

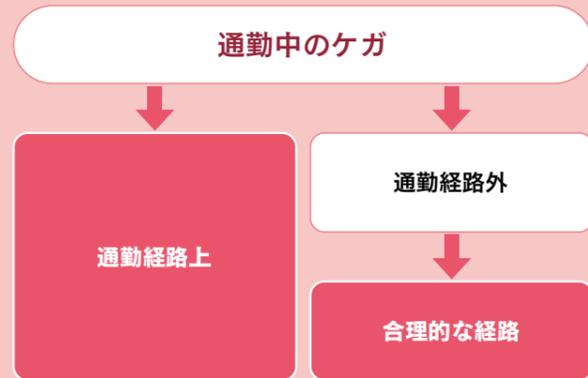
通勤中



たとえば

- マンション共用部分や路上、駅など通勤中にケガをした
- 帰宅途中に総菜を購入し、通勤経路に戻った後にケガをした
- 通退勤途中に保育園への送り迎え後、通勤経路に戻りケガをした

※通勤とは、「就業に関し」、「住居」と「就業場所」との間を「合理的な経路及び方法」によって往復することをいうと定められており、帰宅途中での日用品の購入や通院などの後に、通常の通勤経路に戻った場合は、その行為の時間を除き「通勤中」と認められます。



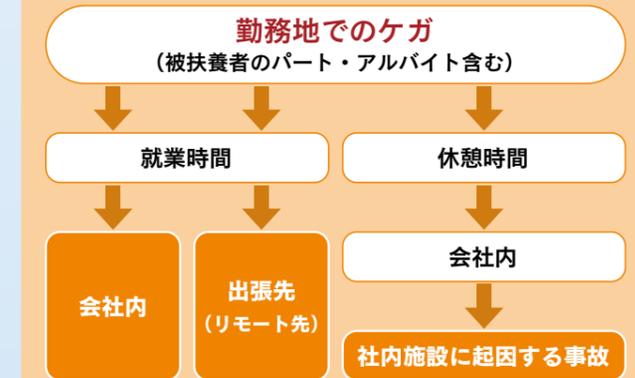
〈業務上災害〉

仕事中



たとえば

- 仕事の準備中や片付け中にケガをした
- 仕事中にトイレに行ったり、水を飲んだりする途中にケガをした
- 出張中にケガをした（私的な行動は除く）
- 業務上のケガの治療薬により皮膚炎になった
- アルバイト・パートの方がケガをした



どこまでが仕事中？ 業務災害と通勤災害

仕事中のケガや疾病には業務災害と通勤災害があります。受診時に「労災です」と申し出て、ケガや疾病の発生状況を伝えましょう。該当するかどうか判断できない場合は、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

●業務災害

業務時間内に起きたケガや疾病（仕事に関係しない行為が原因の場合は除く）。職場の敷地内、作業現場、訪問先（移動中も含む）など場所を問いません。在宅勤務などテレワークによる仕事でも要件を満たしていれば該当します。ハラスメント被害によるメンタル不調なども該当する場合があります。

●通勤災害

自宅と職場の往復に使う合理的な経路上で起きたケガや疾病。



仕事中のケガや疾病は
労災保険で自己負担はありません ※

ケガや疾病で医療機関にかかるとき、健康保険を使用することで医療費負担は総額の3割が自己負担になります（保険診療を受けた場合。負担割合は年齢・収入により異なる）。ただし、健康保険が使えるケースは「業務外」のケガや疾病に限定されています。仕事中のケガや疾病の場合は、労災保険（労働者災害補償保険）が適用され自己負担はありません。 ※

従業員を一人でも雇用している企業は労災保険の加入が義務化（例外あり）されており、正社員だけでなく、パートタイマーやアルバイトの方も加入の対象になります。右頁の例のように明らかに仕事中・通勤中のケガであれば労災保険の給付が適用されます。労災保険の場合、医療費は全額給付になるので自己負担はありません。

誤って健康保険で医療機関にかかってしまった場合

労災保険への切り替えが可能か、受診した医療機関において確認していただき、必ず、当健康保険組合にご連絡をお願いいたします。

労災保険へ切り替えができる場合

医療機関へ労災届出用紙を提出することで、医療機関が労災保険へ医療費の請求を行います。窓口で支払った自己負担分は医療機関より返還されます。
※通勤災害の場合は、200円の一部負担金あり

労災保険へ切り替えができない場合

当健康保険組合が負担した医療費を当組合に返還していただき、窓口で支払った自己負担分と合わせて、ご自身で労災保険へ医療費の請求手続きをしていただけます。

労災保険に関する手続きの詳細や判断に悩む場合などお問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署または労災保険相談ダイヤル【0570-006031】へご相談ください

「傷病原因の照会について」 の回答にご協力ください

当健康保険組合では医療費が適正に使われているかを確認する必要があるので、ケガなどの外傷性疾病で医療機関を受診された方に、「傷病原因の照会について」を被保険者（被扶養者分を含む）のご自宅へ郵送しています。お手元に届いた際は、ご回答いただきますようお願いいたします。

特定保健指導って誰に案内が来るの？



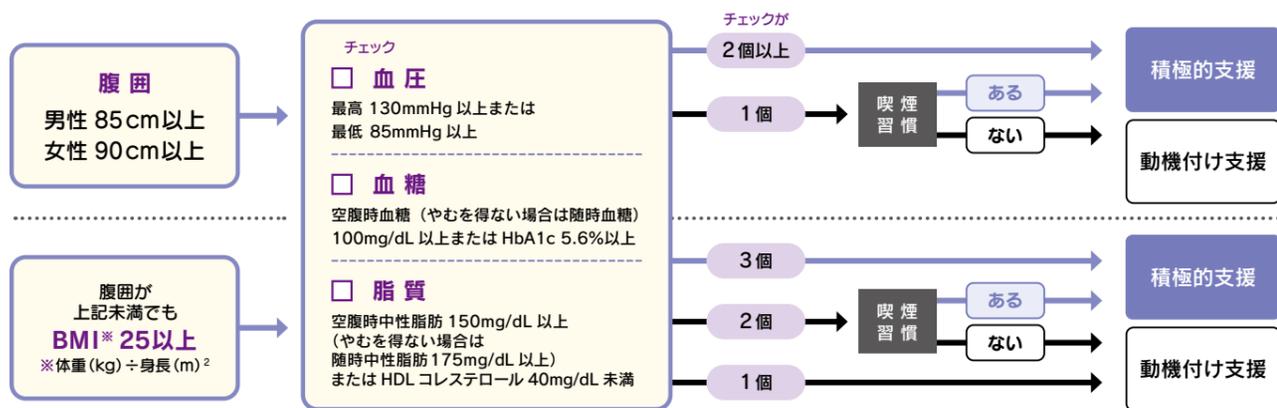
特定健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクが高いと判定された方を対象に、健保組合から「特定保健指導のご案内」が届きます。

特定保健指導は、メタボ解消のチャンスです。自分一人ではなかなかできない生活習慣の改善を保健師・管理栄養士などの専門家がサポートしてくれます。ご自分の健康を守るために、ぜひ積極的に参加しましょう。

特定保健指導の対象者の決め方

特定健診の検査項目のうち、「内臓脂肪の蓄積（腹囲、BMI）」「血圧」「血糖」「脂質」「喫煙習慣」の結果に着目して、メタボのリスクが高い方が特定保健指導の対象となります。

メタボのリスクの度合いに応じて、「動機付け支援」（初期のメタボリスクがある方が対象）か「積極的支援」（メタボリスクが重複している方が対象）のどちらの特定保健指導を受けるかが決まります。



※糖尿病、高血圧症、脂質異常症の薬を服薬中の方は特定保健指導の対象外です。また、65～74歳の方は積極的支援に該当しても動機付け支援となります。

2024年度から変更点されています

* 2024年度特定健診結果に基づく特定保健指導が対象。

- **腹囲減・体重減の結果を重視した評価に見直し（アウトカム評価を導入）。**
特定保健指導に参加して3カ月以上経過後の評価で、目標（腹囲2cm・体重2kg減[※]）を達成した場合には特定保健指導が終了となります。
※腹囲2cm・体重2kg減が未達成の場合、生活習慣病予防につながる行動変容や過程等を含めて評価されます。

毎年、健診を受けましょう！

被扶養者の2人に1人は受けています



被扶養者のみなさん、健診を受けていますか。「忙しいから」「具合も悪くないから」と後回しにしていますか。健診は健康状態を確認するよい機会です。ご自身のため、ご家族のためにも年に1回、健診を受けましょう。特定健診は、40歳以上の方が受ける健診で、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防を目的としています。健保組合からお知らせが届いたら、さっそく健診の予約を入れましょう。

健診を受けるメリット

病気の早期発見ができる

生活習慣病などの病気は、予備群や発症したばかりの段階では自覚症状がほとんどありません。体調が悪くなる前に健診で病気の芽を見つけ、早めに摘むことが大事です。

生活習慣を振り返ることができる

健診結果を参考に、普段の食生活や運動習慣、飲酒などの生活習慣を振り返り、ご自身の健康管理に役立てましょう。

定期的に健康チェックができる

毎年健診を受けていると、検査数値の経年変化を見ることができ、年ごとの自分の体の変化を確認することができます。

「健診のご案内」が届いたら、すぐに予約しましょう

「健診のご案内」が届いたのに、予約を後回しにすると、予約を取ることをそのまま忘れて受けそびれてしまうこともあります。また、時期が遅くなると、健診機関が混み合うため、予約が取りづらくなります。

ご自身の都合のよいときに受診するためにも、早めに予約しましょう。

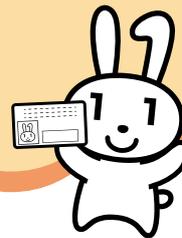


特定健診 2024年度から変更されています

- **血中脂質検査：中性脂肪の測定値**
通常は空腹時（10時間以上の絶食が必要）に測定を行います。やむを得ず空腹時以外で測定する場合、食後3時間30分以上経っていれば随時中性脂肪による血中脂質検査が可能となりました。
- **喫煙や飲酒に係る質問項目**
より正確にリスクを把握できるように、詳細な選択肢に修正されました。

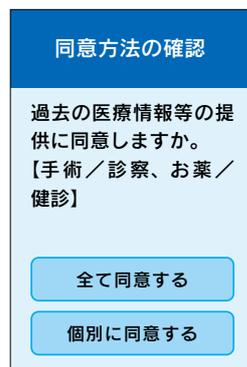
使ってみよう

マイナ保険証



医療機関でのマイナ保険証の使い方

- 1 カードリーダーにマイナンバーカードを置く
- 2 顔認証もしくは4桁の暗証番号を入力して本人確認を行う
- 3 医療情報等の提供について同意の確認を行う
- 4 受付完了



置いたマイナ保険証を忘れないでください

※画面はイメージです

マイナ保険証の登録ができていない方は…… 医療機関で登録できます

マイナ保険証を利用するには利用登録が必要です。登録がお済みでない場合でも、医療機関のカードリーダーで登録することができます。

登録方法

- 1 カードリーダーにマイナンバーカードを置く
- 2 本人確認（顔認証など）やお薬情報などの同意取得を行う
- 3 保険証利用が未登録の場合、「マイナンバーカードを保険証として登録」という画面が出てくるので、「登録する」を選択する
- 4 受付完了



利用するには
前述の「使い方」
を再度行って
ください

※画面はイメージです

※申込完了までに少し時間がかかる場合があります。

※カードリーダーの機種によっては、本人確認や同意取得の必要となるタイミングが異なる場合があります。

マイナンバーカードを取得していない方は、今すぐ取得しましょう

取得に関する詳しい内容は
こちらをご参照ください

マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



第400回 理事会

【日 時】令和7年2月12日(水)午後3時30分

【場 所】金属プレス会館 5階役員会議室

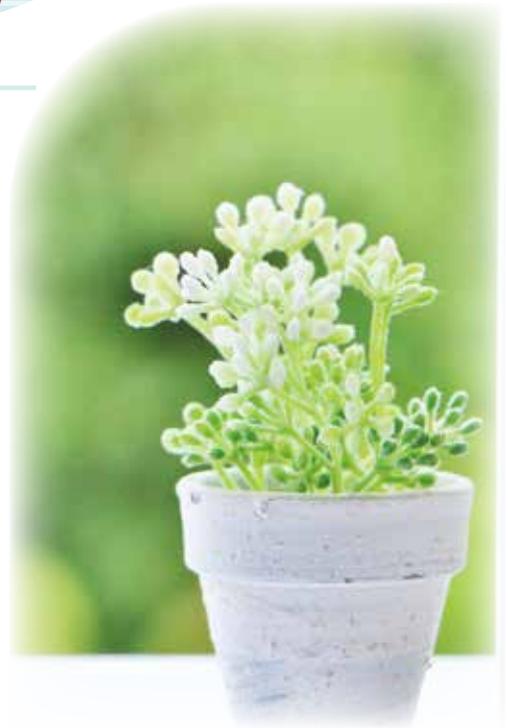
【議決事項】第1号議案：組合同約第4条別表の一部改正について
第2号議案：第139回組合会の招集及び組合会に提出する議案について

第139回 組合会

【日 時】令和7年2月26日(水)午後3時30分

【場 所】金属プレス会館 6階大会議室

【議決事項】第1号議案：令和7年度事業計画について
第2号議案：令和7年度収入支出予算について
第3号議案：重要財産の処分について
第4号議案：健康保険組合同程の一部改正(案)について



新規直接契約医療機関のご案内

●明和セントラル病院

所在地：群馬県邑楽郡明和町中谷 331-1

健診内容：生活習慣病 自己負担額 3,300円
人間ドック 自己負担額 16,000円



健康企業宣言

当健康保険組合で下記の事業所が認定されました。

「健康優良企業 **銀** の認定証」

株式会社 鬼塚硝子

株式会社 瀧口製作所

健康者表彰

今年も健康者表彰を実施します

< 1年間保険証等を使わなかった方を表彰し、今年も記念品を贈呈します >

【対象者】当健保組合の被保険者で、下記の対象期間中に資格を有し、保険診療を受けなかった方。
※確認審査の段階で資格を喪失されている方は除きます。
※被扶養者(家族)が受診されていても被保険者(本人)の受診がなければ該当します。

【対象期間】令和6年1月1日～令和6年12月31日までの1年間

【申込方法】事業所の担当者に申し出て、事業所経由で当健康保険組合へ報告書をご提出ください。



記念品の発送

「記念品一覧」を令和7年5月初旬にお送りする予定です。その中からお選びください。
記念品は6月中旬に事業所単位でお送りします。

★ご不明な点は健保組合総務課までお問い合わせください。 ☎ 03(3634)5151

新しい自分

に出会おう。

まずはおためし!

法人ジム・サウナおためし会員

5カ月間ず——っとお得!

5,500円/月

1か月目 0円
 2・3・4・5か月目は 期間限定 5,500円/月
 6か月目以降 通常料金*

*ご入会の会員数によって異なります。

初心者大歓迎! お得に始めるなら、今!

春キャンペーン実施中!

4/7(月) ~ 6/30(月)

使いたい放題 月額 利用

月額1か月分 0円 + タオル&シューズ レンタル 最大2か月分 0円

ルネサンス公式 オンラインショップ 2,000円分 ターゲットプレゼント!

●ご利用エリアに応じて以下のプランからお選びいただけます。(詳細は右記二次元QRコードからご確認ください)

Monthly コーポレート会員
 ジム、スタジオレッスン、プール、湯治施設が利用可能!
 月額:10,450円

新プラン 法人ジム・サウナ おためし会員

高トレもサウナもスタジオ レッスンも... まずはおためし!
 月額:5,500円

使う度に 都度 払い

レンタル用品 0円
 タオル(大小セット)・シューズ・Tシャツ・ハーフパンツ
 (最大1,760円相当) 入会当日

1Day コーポレート会員 1,980円/回



※特典は8か月以上月額固定プランで在籍していただける方に限り適用(都度払い会員は対象外)。※フィットネス個人会員からコーポレート会員へ変更の方は対象外。※レンタル用品のお取り扱いはない店舗がございます。事前にご利用店舗のHPをご確認ください。※表示はすべて税込価格です。※オプションサービスの無料期間終了後は通常料金に自動移行となります。解約を希望する場合はフロントにてお手続きください。※2025年オープンの新規店舗でのお手続きの場合、本特典の適用対象外となる場合がございます。

ジム・サウナ おためし会員
 【ご利用可能時間・エリア】 ●営業時間中、当日ご利用できます。※24hジム導入店舗のみ、ジムエリアは24時間利用可能(未成年の方は、存人時間のみ利用となります) ●ジム、スタジオレッスン、ロッカールームと付帯の湯治施設、プールをご利用の場合はMonthlyコーポレート会員など他のプランをご選択ください。

【ご利用期間・条件】 ●最長5か月、新規ご入会者様限定の会員プランで、8か月以上月額固定プランで在籍していただける方に限ります。 ●過去5か月以内に在籍していた方は対象外になります。 ●ご利用期間終了後はご入会時に選択された会員種別に変更となります。(後から種別変更も可能) 会員プランについては料金ページをご確認ください。

店舗の詳細はこちらから **ルネサンス 店舗一覧** 検索

※ご利用は15歳以上の方に限定させていただきます。●営業に困難な会員は、月ごとに変更可(変更手数料なし)。●以下の項目に該当する方は施設利用を制限することがあります。●設備により、運動を禁じられている方 ●妊娠中の方 ●他人に危害を及ぼす恐れのある状態を有する方 ●その他本場において ●無断で更衣室の扉を開ける方 ●ベトコソの音 ●反社会的な発言 ●野性的な行為に及ぼす恐れがある方 ●その他本場が不適切と認める方

2025春_840010232035